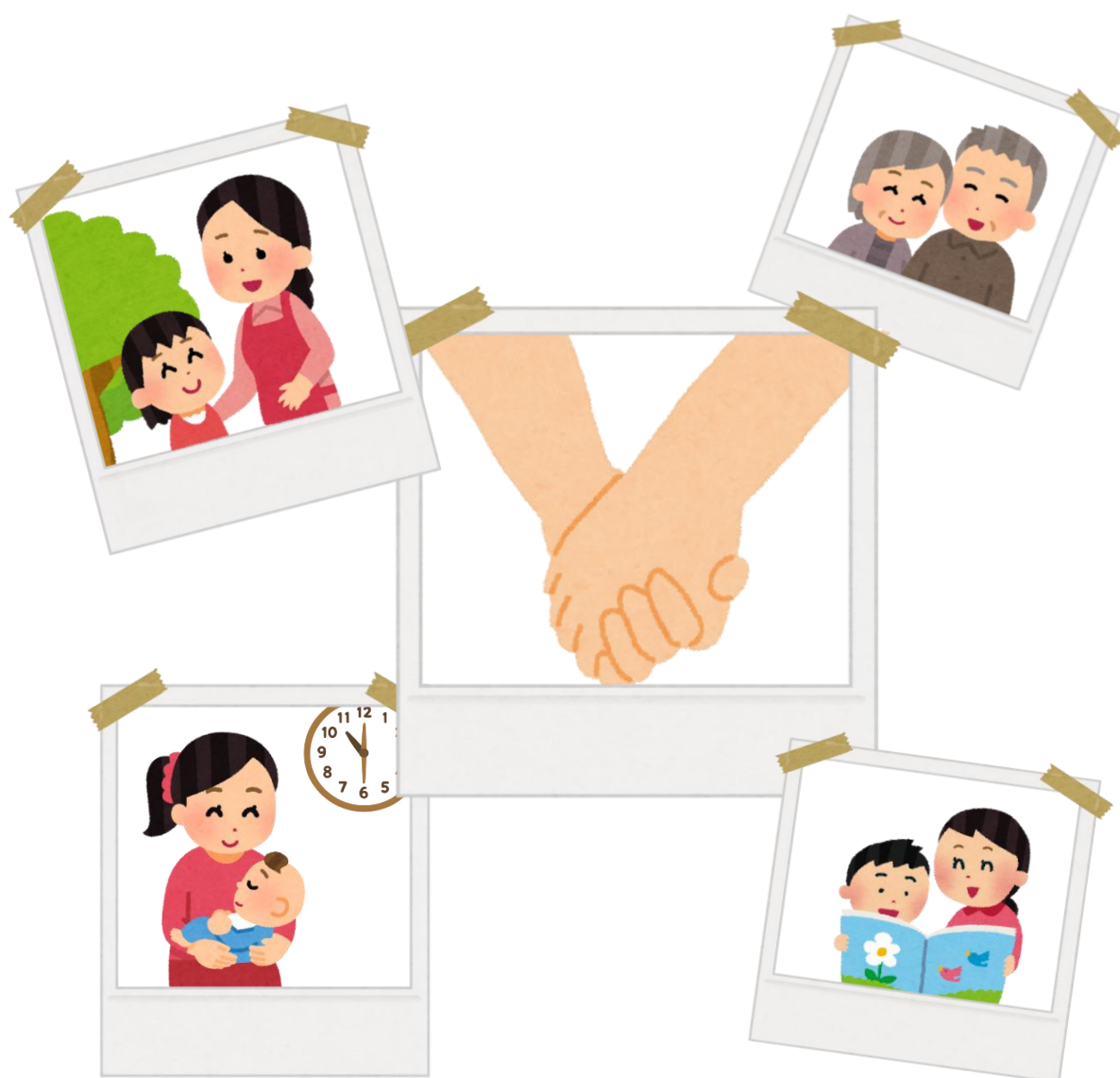


府中町 ファミリー・サポート・センター 会員のしおり



府中町ファミリー・サポート・センター



目次

ファミリー・サポート・センターとは	1
会員の種類	2
入会手続き／退会手続き	3
援助の内容	4
援助の注意点	5
登録～援助の流れ おねがい会員の場合	6
登録～援助の流れ まかせて（両方）会員の場合	7
報酬のしくみ	8
報酬・キャンセル料に関する注意点	9
会員のみなさんへお願い	10
まかせて（両方）会員へ 援助活動中の注意点	11
連絡先	12
緊急対応マニュアル	13
補償保険制度について	14
府中町ファミリー・サポート・センター会則	15
個人情報の保護に関する基本方針	18



ファミリー・サポート・センターとは

ファミリー・サポート・センター（以下、ファミサポ）は、「子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）」と、「子育てを応援したい人（まかせて会員）」がそれぞれファミサポの会員となり、会員同士で助け合うボランティア精神に基づいた会員組織です。

また、これはこども家庭庁所管の全国的な事業です。

府中町のファミリー・サポート・センターは府中町から委託を受けた公益社団法人府中町シルバー人材センターが運営しています。



住 所：府中町鶴江1丁目9-20
連絡先：082-281-0581
開所日：月～土 10:00～16:00
（日・祝日・年末年始休）
ホームページはこちら→





会員の種類

おねがい会員（A会員）



↓
援助してもらう側

府中町に居住または勤務し、0歳から小学6年生までの子どもがいる人。

まかせて会員（B会員）



↓
援助する側

府中町に居住し、心身ともに健康で、子育て援助活動に理解と熱意がある20歳以上の人。

両方会員（C会員）



↓
援助してもらう側＋援助する側

おねがい会員、まかせて会員を兼ねる人。

※まかせて会員、両方会員は援助をするにあたり、入会后、センターが実施する救急救命講習を受講して下さい。

また、子育て支援員研修などを受講する事も可能です。

すでに修了書をお持ちの方は、お知らせください。

※全ての子どもが小学校を卒業されるとおねがい会員、両方会員として継続できなくなります。その後は、まかせて会員への会員変更をご検討ください。

※毎年、全ての会員対象に研修、講習や交流会等を開催しています。

ぜひ、ご参加ください。

入会金・会費は無料です



入会手続き

- 事務所にて会員登録の手続きを行います。
来所が難しい場合は府中町シルバー人材センターでも登録は可能です。
- ファミサポのしくみや会則をご理解いただいたうえで、入会書類にご記入いただきます。
- 会員証を作成するため、顔写真を撮ります。
写真をご持参いただく必要はありません。
印鑑も不要です。



退会手続き

- 事務所にて退会の手続きを行うため、会員証をご持参の上、来所ください。
- 援助を依頼または受けている場合には、早めに相手の会員とファミサポにご連絡ください。
- 町外へ転出済みの場合は、お電話でも受け付けます。
- 退会受付した翌月、退会処理をしますので、お知らせ等が行き違いで届いた場合はご了承ください。



援助の内容

○ 子どもの送迎

具体的には…

- ・ 保育施設や習い事等への子どもの送迎
- ・ 放課後児童クラブや学校へのお迎え など

※ 送迎の前後に預かりを追加することも可能です。

○ 子どもの一時預かり

具体的には…

- ・ 兄弟姉妹の学校行事や冠婚葬祭のため
- ・ 保護者が買い物や美容室に行くなどのリフレッシュのため
- ・ 保護者の通院のため
- ・ 保護者の産前・産後時の兄弟の預かりのため
- ・ 保護者の短時間で臨時的な就労のため
- ・ 保護者の就職活動のため など





援助の注意点

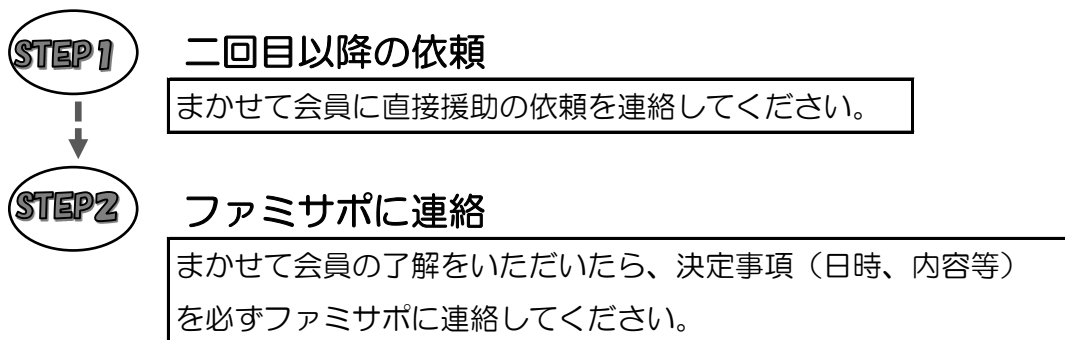
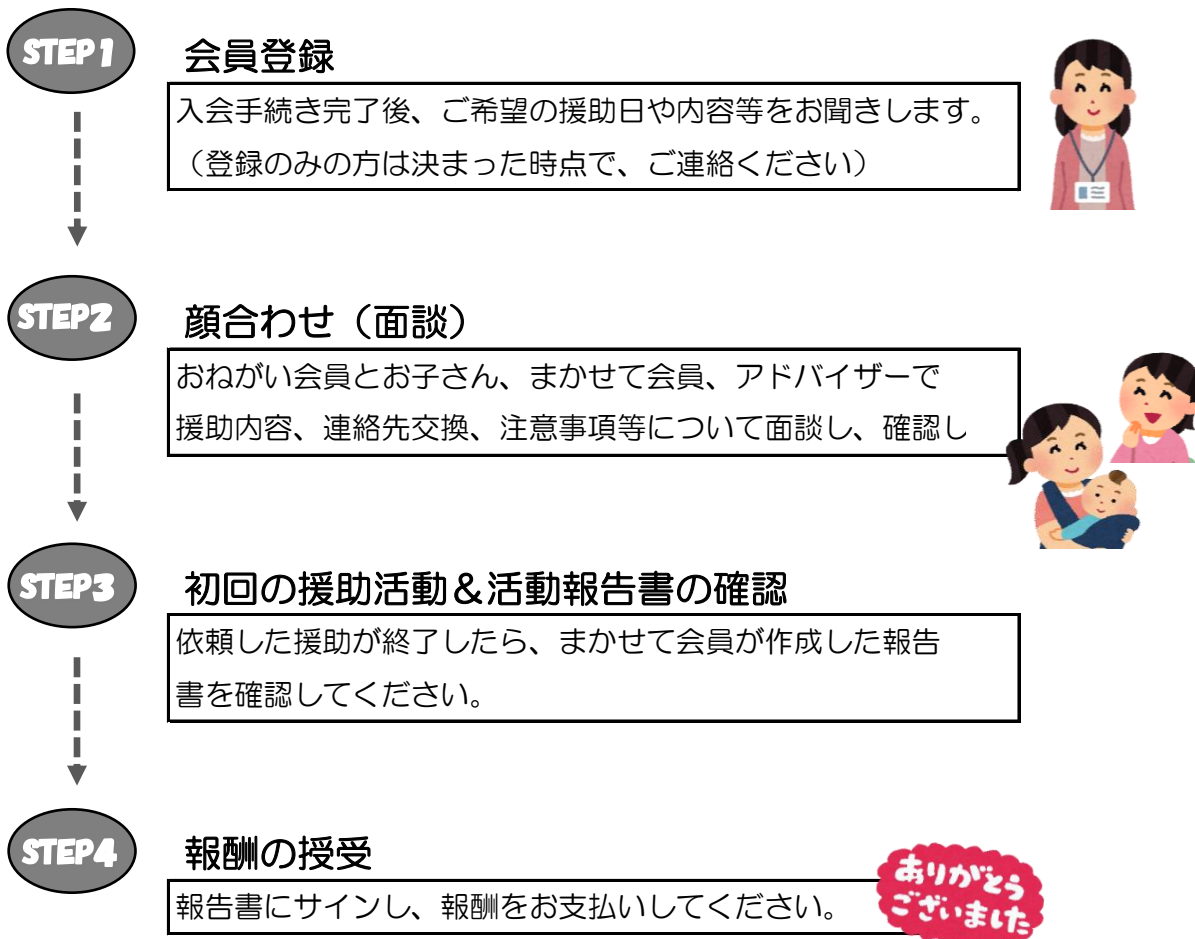
- (全般)
- ファミサポの援助は「短時間」「一時的」が基本です。「長時間」や「頻繁」「長期間」など、また依頼の内容により対応できないことがあります。
 - 一人の会員が同時に複数人の子どもを援助することは、安全を考慮し対応できないことがあります。
- (送迎)
- 府中町外への送迎はできません。
- (預かり)
- 病気にかかっている子どもの預かりはできません。また、本人及び家族が感染症に罹患している場合は潜伏期間内の預かりも出来ません。
 - 宿泊を伴う預かりや深夜（21時以降）に及ぶ預かりは出来ません。
 - 子どもを預かる場所は、原則、まかせて会員の自宅ですが、両者の合意があれば、その他の施設（児童センター等）でも可能です。





登録～援助の流れ

【 おねがい会員の場合 】



重要! 事前連絡のない援助は補償保険の適応外となります。

※以降は上記 **STEP3** からの流れになります。



登録～援助の流れ

【 まかせて会員の場合 】

STEP1

会員登録

入会手続き完了後、援助可能な日等をお聞きします。



依頼が入り次第、アドバイザーより連絡があります。

登録時にお聞きした条件

援助内容、注意事項等の確認を行います。



STEP2

顔合わせ（面談）

おねがい会員とお子さん、まかせて会員、アドバイザーで援助内容、連絡先交換、注意事項等について面談し、確認します。



STEP3

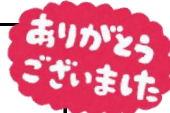
初回の援助活動&活動報告書の作成

援助活動。終了後は活動報告書を作成してください。

STEP4

報酬の授受

報告書にサインをいただいたら、2枚目を渡し、報酬を受け取ってください。



STEP5

報告書の提出

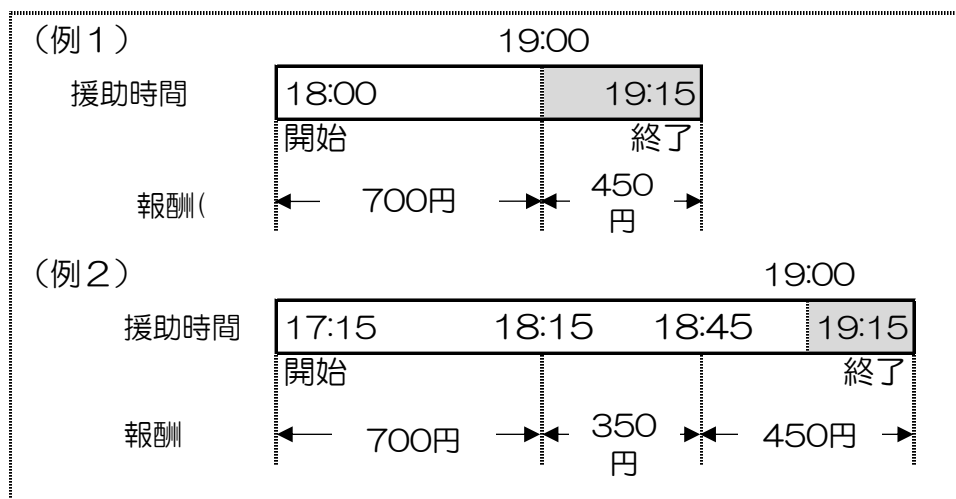
活動報告書の1枚目を翌月7日までにファミサポへ提出してください。



報酬のしくみ

援助の時間	1時間あたりの報酬
平日（月～金、祝日除く） 7：00～19：00	1時間 700円
土曜日・日曜日・祝日 平日で上記以外の時間	1時間 900円

- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を越える援助については30分毎に上記の半額で算定します。
- 最初の1時間あるいはその後の30分毎の途中で19時を越える場合、1時間あたり900円で算定します。



- 援助の時間は、まかせて会員が子どもを預かった時間から、おねがい会員に子どもを引き渡した時間で算定します。
- 複数の子ども預かる場合は2人目から半額になります。
- 報酬のお支払い方法は基本的に現金ですが、合意の上で、電子決済も可能です。
- 報酬は、援助終了後、活動報告書を確認した上でお支払いください。月に複数回の援助があっても、お支払いはその都度お願いします。



報酬・キャンセル料に関する注意点

- 公共交通機関やタクシーを利用して送迎する場合は、おねがい会員が運賃を負担します。報酬と合わせてお支払いください。
- 活動の報告書（3枚綴りの1枚目）は翌月7日までにファミサポへ提出してください。
- 依頼後に援助をキャンセルする場合は、まかせて会員とファミサポにご連絡ください。
お電話（留守電に録音）でもメール、FAXでも構いません。
- まかせて会員およびファミサポにご連絡があったタイミングによってキャンセル料が異なりますので、ご注意ください。

援助の前日までにご連絡	援助の当日 予定時刻までにご連絡	援助の当日 予定時刻以降にご連絡
無料	予定報酬額の50%	予定報酬額の100%

※予定報酬額とは「援助で発生する予定だった報酬の額」です。

- キャンセル料は早急にまかせて会員にお支払いください。
- キャンセル料が発生した場合は内容・金額等を報告書に記入の上、ファミサポに提出してください。
- 災害等緊急時のキャンセルの場合、キャンセル料は発生しません。



会員のみなさんへお願い

- ファミサポの活動の趣旨と会則を守りましょう。
- 登録後、ご住所や電話番号など連絡先に変更があった場合は、ファミサポにご連絡ください。
- 町外へ転出される場合は、転出前にご連絡ください。
- 顔合わせ（面談）は援助に入る前の大事な時間です。安心できる援助のため、できるだけ子ども同席の上、必要なことを伝え合いましょう。（援助時間、援助内容、気をつけてほしい事など）
- ファミサポは運営主体である府中町シルバー人材センターの「個人情報保護に関する規程」を遵守し、個人情報の保護に努めます。援助活動で知り得たお互いの住所、氏名、電話番号、家庭の事情等を第三者に漏らさないようお願いします。携帯電話番号などの記載は責任をもって管理し、援助活動終了後は、速やかに削除いただきますようお願いいたします。
※P18「個人情報の保護に関する基本方針」を参照ください。
- 府中町には「幼児教育・保育の無償化」があります。幼稚園・保育所等を利用していない子どもで、下記のどちらかに当てはまり、且つ、保育の必要性があると認定された場合には対象となります。
 - ・ 4月1日時点で3歳～5歳の子ども
 - ・ 4月1日時点で0歳～2歳の住民税非課税世帯の子ども対象と思われる方は、ご利用までに認定を受けてください。詳しくは、府中町福祉保健部子育て支援課保育係（082-286-3168）へお問い合わせください。



まかせて会員へ 援助活動中の注意点

- 援助活動中は子どもから目を離さないでください。
- 預かっている子どもを残して外出したり、離れたりしないでください。
- お昼寝の時は5分に1度は子どもの様子を見てください。
- 誤飲・誤食または窒息につながるような物（薬、たばこ、電池、紐、ビニール袋等）は、あらかじめ子どもの手の届かないところへ置いてください。
- ケガにつながるような物（鋭利な物、刃物、熱い飲み物、アイロン等）は、あらかじめ子どもの手の届かないところへ置いてください。
- 暖房としてストーブやヒーターなどを使う際は、子どもが近づかないように気をつけてください。
- 浴室やベランダ、玄関などは子どもがひとりで出入りできないように鍵をかける等の対策をしてください。（鍵がかけられない場合は、浴槽の水を必ず抜いてください。）

※緊急時の対応についてはP13「緊急対応マニュアル」をご参照ください。





連絡先

ファミサポ業務時間内の連絡先

- 府中町ファミリー・サポート・センター 固定電話
月～土 10:00～16:00 (日・祝・年末年始休)

TEL 082-281-0581

ファミサポ業務時間外の緊急連絡先

- 府中町シルバー人材センター
月～金 8:30～17:15 (土日・祝・年末年始休)

TEL 082-285-0161

- 府中町ファミリー・サポート・センター 携帯電話
業務時間外

TEL 090-6406-5286

- ファミサポ業務時間内でも、アドバイザーが面談等で不在の場合には、上記の府中町シルバー人材センターへご連絡ください。
- 携帯電話は緊急連絡用です。
ファミサポ業務時間外に緊急事態（援助活動中に子どもや会員が急病、事故等）が発生した時、また、まかせて会員が予定していた援助活動をできない事情が生じた時などにご使用ください。
- 携帯電話はすぐに対応できない場合があります。着信履歴よりかけ直しますので、電話番号は通知設定にしてください。

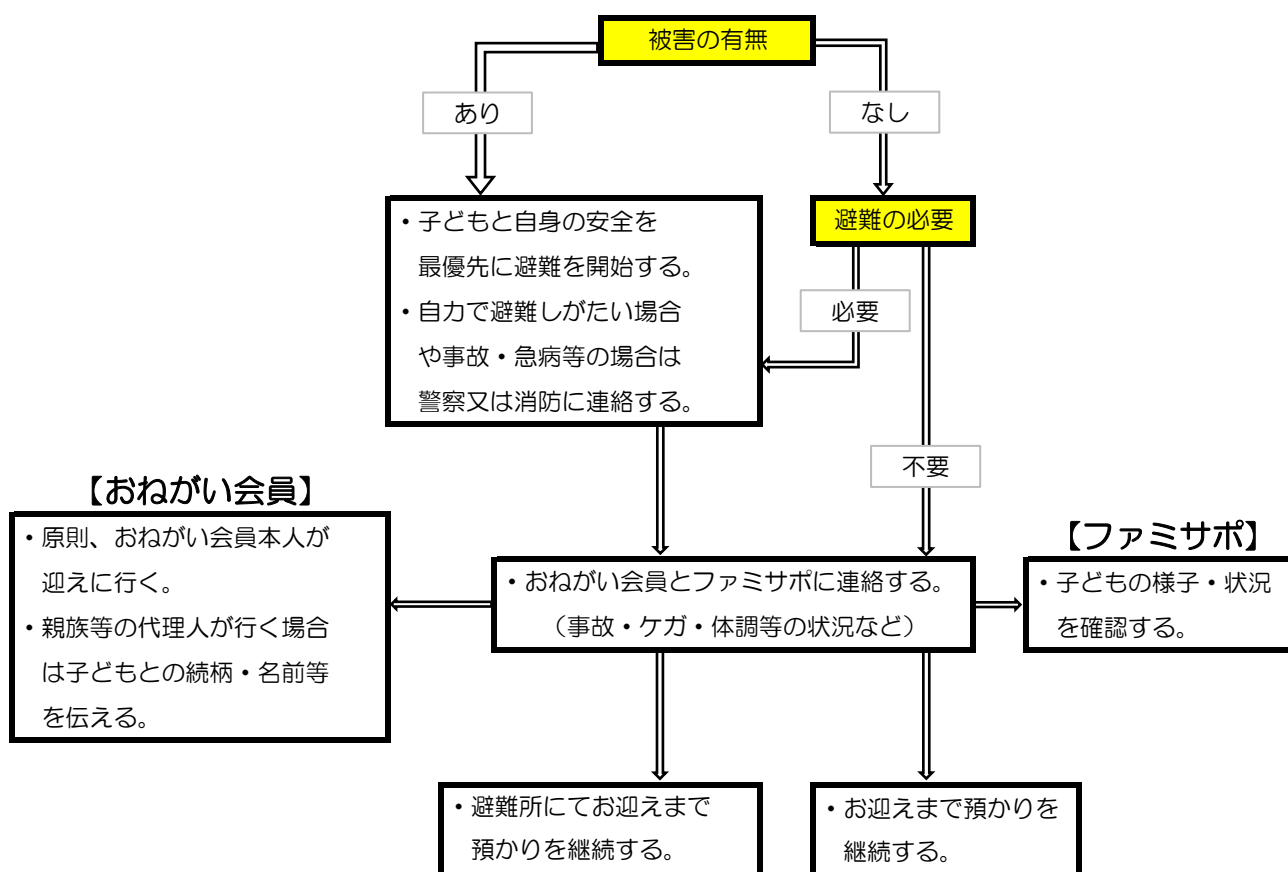


緊急対応マニュアル

【原則】	<ul style="list-style-type: none">● 事前に避難所・避難経路を確認する。● 子どもと会員の生命の安全を最優先する。● 二次災害が発生しないよう、安全最優先の行動を選択する。● 早急におねがい会員は迎えに行く。本人が行けない場合は、親族等が代理で行ってもよいが、必ず、代理の人になることを伝える。
-------------	---

緊急事態の対象になる災害・事象の発生

【まかせて（両方）会員】





補償保険制度について

ファミリー・サポート・センター事業の利用や活動中の万が一の事故に備え、下記の保険に加入しています。事故が発生した場合には直ちにご連絡ください。

- サービス提供会員傷害保険：活動中や往復途上に偶然な外来の事故により傷害を被った場合の補償。

事 由	保険金額	備考
死 亡	500万円	
後遺障害	500万円～20万円	後遺障害の等級により
入 院	3,000円	1日あたり
手 術	3,000円×10倍（入院中） または×5倍（入院中以外）	
通 院	2,000円	1日あたり

- 賠償責任保険：まかせて会員が活動中に偶然の事故によりおねがい会員の子どもやその他の第三者の身体・財物へ損害を与えた場合の補償。

事 由	支払限度額
対人・対物（1事故につき）	2億円
現金・預かり品	10万円

- 依頼子供傷害保険：おねがい会員の子どもがサポートを受けている間や往復途上に偶然な外来の事故によって傷害を被った場合の補償。

事 由	保険金額	備考
死 亡	300万円	
後遺障害	300万～12万円	後遺障害の等級により
入 院	3,000円	1日あたり
手 術	3,000円×10倍（入院中） または×5倍（入院中以外）	
通 院	2,000円	1日あたり

- お見舞金制度：お見舞金制度は保険ではありませんが、援助活動中にケガや財物の破損などが発生した場合、その対象者に対して30,000円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。

※ご不明な点はファミサポにご連絡ください。



府中町ファミリー・サポート・センター会則

（名称）

第1条 本会は、府中町ファミリー・サポート・センター（以下「ファミサポ」という）という。

（事務所）

第2条 ファミサポは、府中町から委託を受けた公益社団法人府中町シルバー人材センターが運営し、その事務所を下記に置く。
安芸郡府中町鶴江一丁目9-20公益社団法人シルバー人材センター 鶴江作業所内

（目的）

第3条 ファミサポは、子育ての援助を受けたい人（以下「おねがい会員」という）と地域において子育てを応援したい人（以下「まかせて会員」という）が会員相互の育児に関する支援活動（以下「相互援助活動」という）を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを行うことを目的とする。

（業務）

第4条 ファミサポは、次に掲げる業務を行う。

- （1）会員の募集、登録等に関する事。
- （2）相互援助活動の調整に関する事。
- （3）会員および入会希望者を対象とする講習会、研修会等に関する事。
- （4）関係機関等との調整に関する事。
- （5）広報に関する事。
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要な業務。

（組織）

第5条 ファミサポは、次に掲げる者により組織する。必要によりサブリーダーを置く。

- （1）代表者
- （2）アドバイザー
- （3）会員
 - ア まかせて会員
 - イ おねがい会員
 - ウ 両方会員

(会員の責務等)

第6条 会員は、町内に居住、または勤務する者でファミサポの趣旨を理解しファミサポの承認を得た者とする。

- 2 会員は、信義に基づき誠実に相互援助活動を行う。
- 3 会員は、相互援助活動で知り得た会員の家庭の事情等についてプライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。退会後も同様とする。
- 4 会員は、相互援助活動中に事故等が発生した場合は、直ちにファミサポに連絡しなければならない。
- 5 相互援助活動の対象児はおねがい会員の親族であって、原則として0歳から小学6年生までとする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出しなければならない。また、ファミサポの承認を受けなければならない。

- 2 ファミサポは、内容を精査し前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。
- 3 まかせて会員と両方会員は、入会に際して、ファミサポの実施する講習を受講しなければならない。

(会費)

第8条 会費は無料とする。

(保険)

第9条 会員は、子育て相互援助活動補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、ファミサポにて退会手続きを行わなくてはならない。

- 2 会員は、退会に際して会員証をファミサポに返還するものとする。

(アドバイザー)

第11条 アドバイザーは次に掲げる業務を行う。

- (1) ファミサポの業務内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集および登録
- (3) 相互援助活動の調整
- (4) 会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に係わる事務
- (5) 他のファミサポ及び関係機関との連絡調整

(6) 会員間のトラブルへの助言

(相互援助活動の内容)

第12条 会員が相互援助活動として行う援助は、臨時的な次のものとする。

- (1) 保育施設等までの送迎を行うこと。
 - (2) 保育施設等の保育開始前や終了後、子どもを預かること。
 - (3) 小学校の放課後または放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること。
 - (4) 保護者の受診時や産前・産後の体調不良等で、子どもを預かること。
 - (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること。
 - (6) 買い物など外出の際、子どもを預かること。
- 2 子どもを預かる場合は、原則、まかせて会員の自宅であるが、双方の合意があれば施設での預かりも可能。
- 3 子どもの宿泊は行わないものとする。
- 4 病気の子どもの援助は行わないものとする。

(相互援助活動の実施方法)

第13条 会員は、相互援助を必要とする場合には、援助依頼の申し込みをする。

- 2 おねがい会員から援助の申し込みを受けたアドバイザーは相互援助内容、日時等を詳細に確認の上、まかせて会員に連絡するものとする。
- 3 おねがい会員は、前項の規定による依頼内容以外の援助をまかせて会員に求めてはならない。
- 4 まかせて会員は、相互援助活動中、常に会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示しなければならない。
- 5 まかせて会員は、相互援助活動後、援助活動報告書に活動の記録を記入し、おねがい会員の確認を受けなければならない。
- 6 まかせて会員は、援助活動報告書を翌月7日までにファミサポに提出するものとする。

(報酬)

第14条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、相互援助活動終了時、ファミサポが別に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

附則

この会則は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。



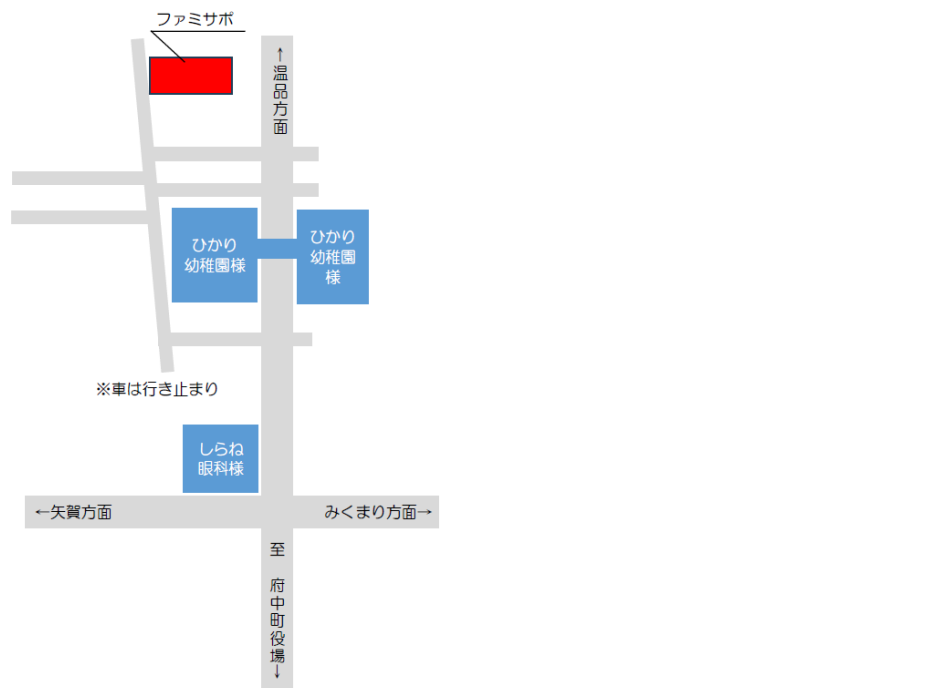
個人情報の保護に関する基本方針

府中町ファミリー・サポート・センター（以下「ファミサポ」という）は、登録会員に対して、お互いのニーズに基づいてペアを組み相互援助活動を行うため、子育ての援助を受けたい人（以下「おねがい会員」という）と地域において子育てを応援したい人（以下「まかせて会員」という）の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等の個人情報を取得、利用させていただいております。

ファミサポは、個人情報に係る個人の権利利益と適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすため、“個人情報の保護に関する基本方針”を定め、次の方針で個人情報を取り扱います。

なお、本方針が対象となる個人情報は、ファミサポが業務において入手、又は知り得た個人情報及び業務上保有する全ての個人情報とします。

- 1 個人情報に適用される個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取り扱いに関する慣行に準拠し、適正に取り扱います。
- 2 個人情報の取り扱いに関する規程を策定し、ファミサポの役職員及び登録会員に遵守させるとともに、全ての役職員及び登録会員に対する教育を行い、本指針の周知徹底と個人情報保護意識の向上を図ります。
- 3 ファミサポが会員に提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止等、個人情報の訂正な取り扱いに十分配慮して就業するよう遵守させます。また、相互援助活動した後においても、援助活動中に知り得た個人情報を他人に知らせること等のないよう、遵守させます。
- 4 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知又は公表し、その利用目的に従って個人情報を取り扱います。
- 5 個人情報の漏洩、滅失、き損等を防止するため、適正かつ合理的な安全管理を実施し、ファミサポが個人情報の取り扱いを外部に委託する際は、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先においてもファミサポと同様の措置を講ずるよう要請します。
- 6 ファミサポが保有する個人情報について、本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼があった場合、誠意をもって対応します。
- 7 本方針、関連諸規程を含む個人情報保護体制の評価と見直しを定期的・継続的に行い、その改善に努めます。



府中町ファミリー・サポート・センター

〒735-0008 安芸郡府中町鶴江1-9-20

TEL・FAX (082) 281-0581

E-MAIL f-famisapo@eco.ocn.ne.jp

開所日 月～土 10:00～16:00

(日・祝日・年末年始休)